

様式 2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	富士山観光振興グループ
契約締結年月日	令和 7 年 4 月 1 6 日
契約者名	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合
契約名	登山規制補助業務委託
契約金額 (税込み)	2, 8 8 7, 7 4 1 円
随意契約理由	本業務は、富士山吉田口五合目の恩賜県有財産である県有地に設置するゲートの管理補助のほか、条例の規制対象外の者、減免対象者に係る受付、管理地内の賃借人である山小屋との連絡調整などを行う業務である。 条例の規制対象外となる者であるかについて、その資格を厳正に確認する業務であるが、規制対象外となる者のうち入会住民は、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合（以下「吉田恩賜林組合」）の組合員の他、従来より吉田恩賜林組合の管理地内に入り込む慣行を有する入会住民である。 吉田恩賜林組合の管理地内に入り込む慣行を有する入会住民とは、原則として富士吉田市、忍野村及び山中湖村の行政区域のうち特定の地域に居住する住民であるが、資格要件は公表されておらず、その資格を有することを証明する証票や名簿といったものは公表されていない。 このため、入会住民であるか否かの確認行為については、組合を組織し入会住民を管理する吉田恩賜林組合にしかできない業務であり、同組合に委託する必要があることから、随意契約を締結する。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 山梨県財務規則第 137 条第 3 項